

# 地方公共団体の調達における中小企業者の 受注機会の確保等について



総務省

総務省自治行政局

# 中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応①

## 「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」

(令和4年8月26日付け総行第233号総務省自治行政局長通知)

- 地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところです。本年8月26日に「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から「「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和4年8月26日付20220822中第4号 各都道府県知事あて経済産業大臣通知）により、各地方公共団体あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請されているところですが、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなるものです。
- 基本方針を踏まえた入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は下記のとおりですので、各都道府県においては、関係法令及び基本方針に基づき、適切に対応するとともに、貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知願います。

# 中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応②

## 2. 新型コロナウイルス感染症関連の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「3」関係）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更、入札参加機会の確保のための柔軟な対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上等の措置事項の活用を図ること。

## 3. 災害の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮に関する事項（基本方針 第2「1」、「2」、「6」（4）③及び（7）関係）

- 近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、適切な地域要件の設定を行うこと等による中小石油販売事業者に対する配慮等、災害関連の措置事項のなお一層の活用を図ること。

# 中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応③

## 5. 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫に関する事項 (基本方針 第2「5」関係)

- 物件等の発注に当たっては、総合評価落札方式の適切な活用、分離・分割発注の推進、発注時期や施工時期の平準化、適正な納期・工期、納入条件等の設定、同一資格等級区分内の者による競争の確保等により、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるよう工夫すること。
- また、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること。

## 6. ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項 (基本方針 第2「7」関係)

- 官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること。

# 中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえた調達における対応④

## 7. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮に関する事項 (基本方針 第2「6」関係)

- 中小企業・小規模事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争入札における適切な地域要件の設定や、総合評価落札方式における地域精通度等の適切な評価等により中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること。

## 8. 新規中小企業者への配慮に関する事項 (基本方針 第3「1」関係)

- 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮すること、競争参加者の資格の設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めること、少額の随意契約による場合には、新規中小企業者を見積り先に含めるよう努めること等により、新規中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めること。
- また、国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

# 地方公共団体の予算執行について

## 【地方公共団体の会計年度】

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる  
(地方自治法第208条第1項)

○例えば、当初予算を受けた公共工事は4月から6月にかけて入札、発注。実際に着工するのは7月から9月となることが一般的であり、工期は年度末に設定。

## 【地方公共団体(発注者)】

- ・発注時期が集中することにより、入札不調や不発注がおこる
- ・発注の事務作業が集中するため職員へ負担が大きい

## 【事業者(受注者)】

- ・業務量の偏りが生じることで、閑散期は仕事が不足し、一方、繁忙期においては仕事量が過大となり、長時間労働となる

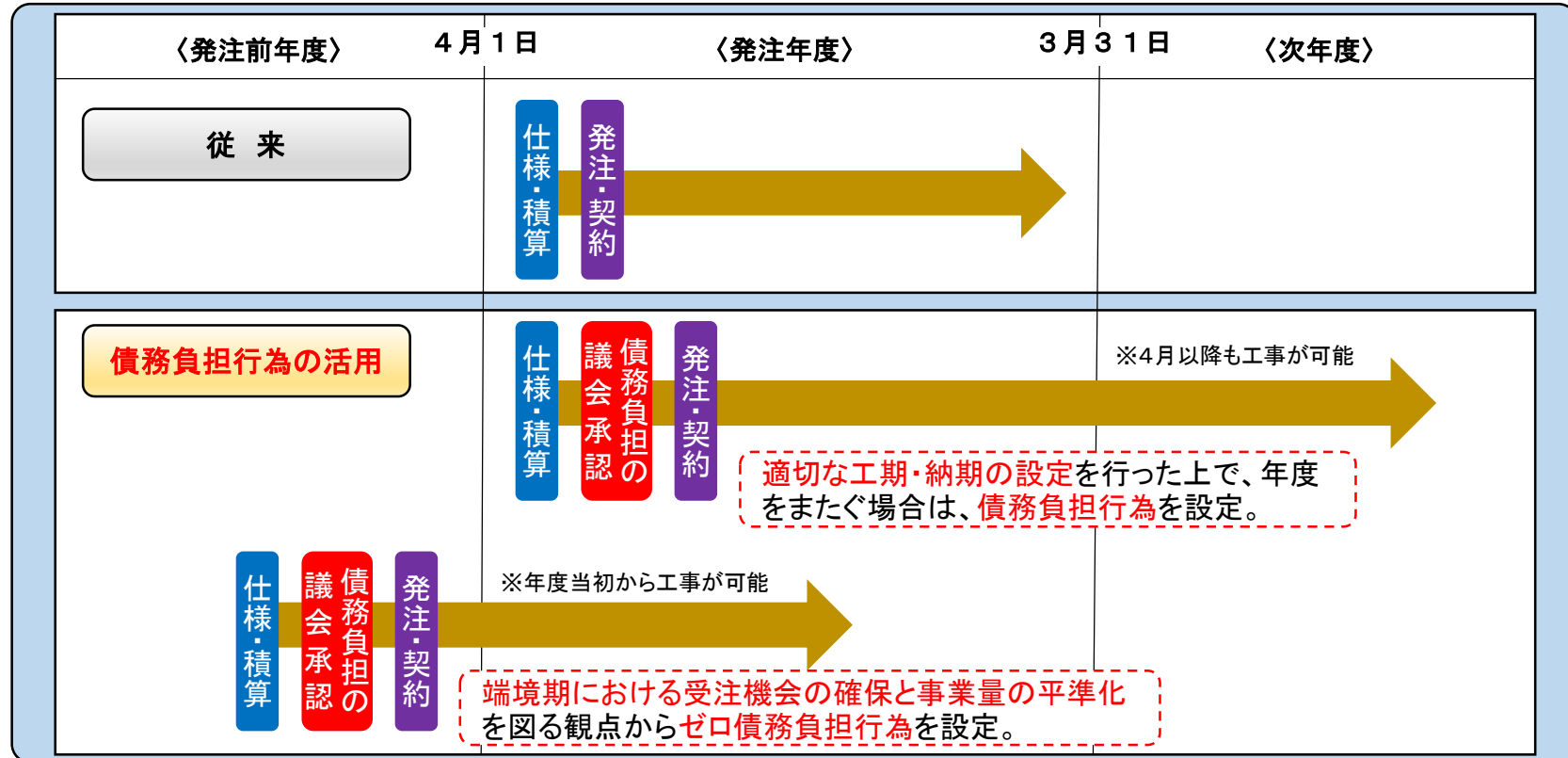


地方自治法では、**債務負担行為**や**繰越明許費**などの制度があり、これを活用することで発注の平準化を図ることが可能。

# 平準化に関する地方自治制度①

## 債務負担行為

- 地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為について、その事項、期間、限度額を予算の内容としてあらかじめ定めておくもの。年度当初に事業が少なくなることや、業務の履行期限が年度末に集中することを避けるために活用することが可能。



○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（会計年度及びその独立の原則）

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

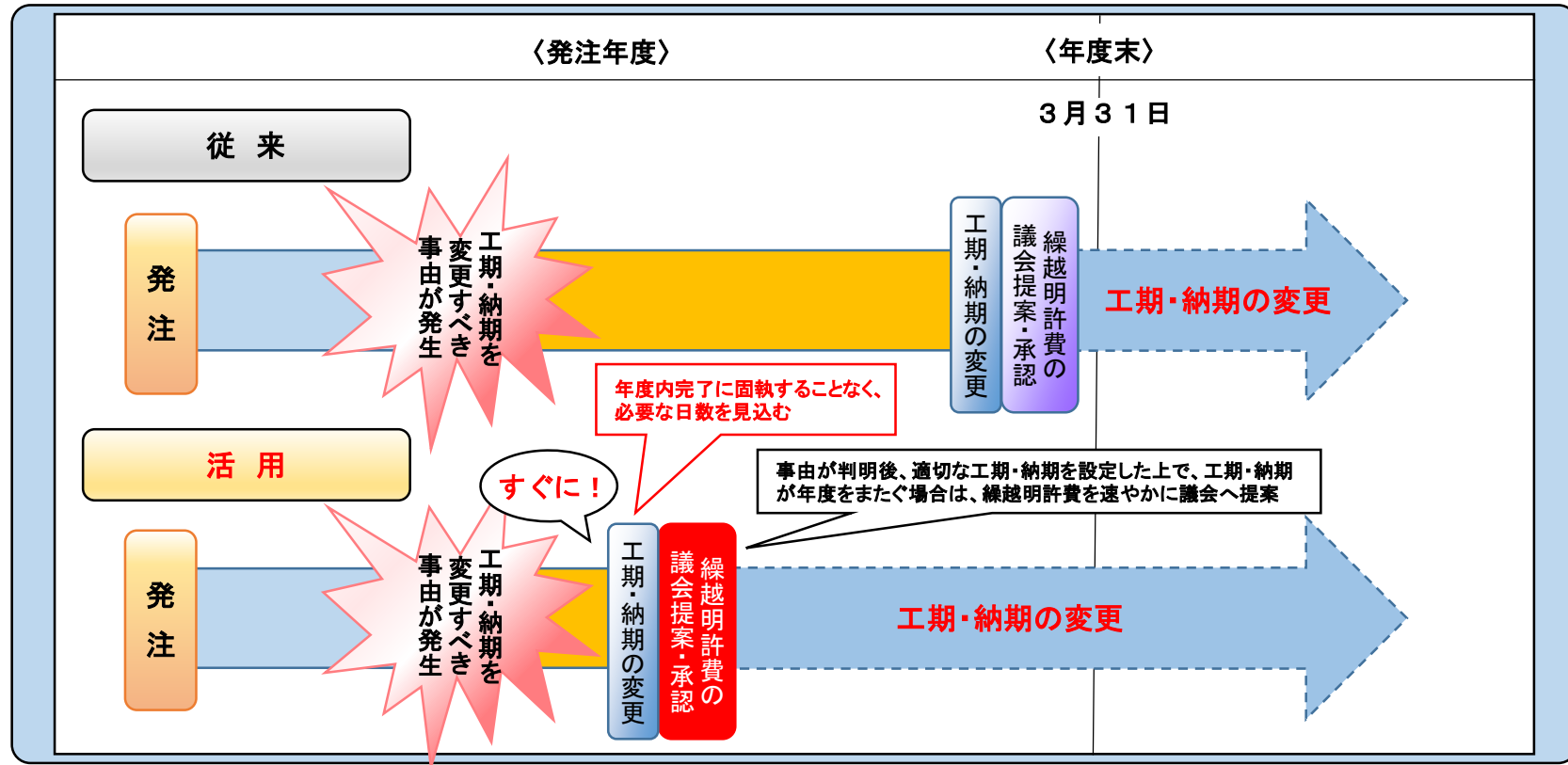
（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

# 平準化に関する地方自治制度②

## 繰越明許費

- 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することができる制度。年度末間際の繰越手続や工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めの議会上程をするなどにより、適切な工期・納期の設定が可能。



○地方自治法（昭和22年法律第67号）  
（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。